

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和6年2月13日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレスポつきだてショッピングセンター
栗原市築館宮野中央二丁目3-1～3-32
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
大和リース株式会社 代表取締役 北 哲弥
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
小売業者一覧表（変更前）のとおりに	小売業者一覧表（変更後）のとおりに

- 4 変更の年月日
小売業者一覧表のとおりに
- 5 届出年月日
令和6年1月25日
- 6 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター、栗原地方県政情報コーナー及び栗原市役所
- 7 縦覧期間
令和6年2月13日から令和6年6月13日まで（ただし、閉庁日を除く。）
- 8 意見書提出先
仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県経済商工観光部商工金融課
- 9 意見書提出に関する注意事項
縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」

(平成19年2月1日経済産業省告示第16号) 及び意見書様式を参考のこと。

別紙「小売業者一覧表」(変更前)

	氏名(名称)	代表者名	住 所	備考
1	株式会社マツモトキヨシ東日本販売	代表取締役 高野 昌司	宮城県仙台市青葉区中央二丁目2-24	令和5年9月30日退店
2	株式会社ベルジョイス	代表取締役 澤田 司	岩手県盛岡市東安庭2丁目1番30	
3	株式会社大創産業	代表取締役 矢野靖二	広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号	
4	株式会社LIXIL ビバ	代表取締役 渡邊 修	埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目13-1	令和2月11日10日社名変更
5	株式会社久我	代表取締役 久我 一仁	宮城県栗原市金成沢辺町162	平成30年10月31日退店
6	鹿間 博道	鹿間 博道	宮城県栗原市築館宮野中央2丁目3-16	

別紙「小売業者一覧表」(変更後)

	氏名(名称)	代表者名	住 所	備考
1	株式会社オートバックスセブン	代表取締役 堀井勇吾	東京都江東区豊洲5丁目6番52号	令和6年4月26日入店
2	株式会社ベルジョイス	代表取締役 澤田 司	岩手県盛岡市東安庭2丁目1番30	
3	株式会社大創産業	代表取締役 矢野靖二	広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号	
4	アークランズ株式会社	代表取締役 坂本晴彦	新潟県三条市上須頃445番地	令和4年9月1日社名変更
5	鹿間 博道	鹿間 博道	宮城県栗原市築館宮野中央2丁目3-16	